

療育手帳の申請から交付まで（18歳未満の場合）

申請の前に

- ・市役所障がい福祉課に問い合わせ、担当者と申請手続きの日程を決めてください。（TEL 0284-20-2134）

申請

- ・申請に必要な書類をそろえ、市役所障がい福祉課で申請をしてください。その際、成育歴や生活状況について聞き取りがあります。
- ・県南児童相談所での判定日を決めます。

判定 (面接)

- ・県南児童相談所で、判定を受けます。（判定は概ね3時間程度かかります。）

手帳の作成

- ・判定後、県南児童相談所から県（更生相談所）へ関係書類が送付され、療育手帳が作成されます。

手帳交付

- ・県（更生相談所）から市役所へ手帳が届きます。その後、市役所から保護者へ手帳を郵送します。

※判定時期により多少異なりますが、申請から交付までは約2ヶ月程度かかります。

療育手帳の申請から交付まで（18歳以上の場合）

申請の前に

- ・市役所障がい福祉課に問い合わせ、担当者と申請手続きの日程を決めてください。（TEL 0284-20-2134）

申請

- ・申請に必要な書類をそろえ、市役所障がい福祉課で申請をしてください。その際、成育歴や生活状況について聞き取りがあります。
- ・とちぎりハビリテーションセンターでの判定日を決めます。

判定 (面接)

- ・とちぎりハビリテーションセンターで判定を受けます。（判定は概ね3時間程度かかります。）

手帳の作成

- ・判定後、県(更生相談所)で療育手帳が作成されます。

手帳交付

- ・県(更生相談所)から市役所へ手帳が届きます。その後、市役所から保護者へ手帳を郵送します。

※判定時期により多少異なりますが、申請から交付までは約2ヶ月程度かかります。